

文書番号：2020普第42号

圧縮天然ガス自動車燃料装置用 容器及び附属品転載マニュアル

令和2年 6月15日

一般社団法人 日本ガス協会

はじめに

平成 24 年度経済産業省委託「災害に強い産業の形成・基盤整備事業」において、車両から取り外した「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品」の転載に関する安全性の評価が実施された。その結果を受け、一定の基準を満たしたものについて、他の圧縮天然ガス自動車へ搭載することが、令和 2 年 6 月 15 日の、「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年通商産業省令第 150 号）」及び「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第 1 号）」の改正により、可能となった。

本書は、上述の告示及び通達が指定する、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品の適切な転載方法や保管等の取扱い方法について記した作業マニュアルである。転載の作業にあたっては本マニュアルを遵守し、安全かつ適切に実施すること。

本書の主な内容

- ・圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品の転載要領
- ・構内運搬車における作業例

本書に示した容器及び附属品の転載要領は、自動車整備工場等が実施することを考慮して効率的かつ容易に行えるような手順を例示したものである。実際の作業にあたっては車種ごとに容器及び附属品の種類・搭載方法が異なるため、圧縮天然ガス自動車の製造メーカーや改造メーカーが作成した整備書等を参照し、関係法令等の各種規定を遵守して実施していただきたい。

なお、車載容器総括証票【様式第 3】の「検査有効期限」欄に斜線等が引かれている証票が貼付されている車両は、容器（附属品を含む。）が転載されたものである。（P5、P9、P11 参照）

本書の内容は、（一社）日本ガス協会において圧縮天然ガス自動車に関する諸課題を検討する「CNG 自動車ワーキンググループ」において検討・作成し、その後、日本ガス協会が事務局を務める、容器関係の有識者を中心に構成された「CNG/LNG 容器技術検討会」（座長：東京大学・吉川暢宏教授）のメンバーの確認を受けたものである。

令和 2 年 6 月
日本ガス協会

目次

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品の転載要領	3
1. 1 ケース①の作業手順	3
1. 2 ケース②の作業手順	6
【参考1】様式第1～第4の記載要領及び貼付場所	11
【参考2】「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」	12
【参考3】高圧ガス保安法に基づく貯蔵・移動の方法	13
【参考4】充填容器と残ガス容器（一般高圧ガス保安規則第2条第1項）	14
【参考5】「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」 第22条第2項第2号ロ及び第3号に規定する「保安を確保するために 必要な措置を講じた場合」とは	14
※関係法令等	16
2. 構内運搬車の「ケース①」転載の場合の作業例	18

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品の転載要領

ここでは、車両(A)に搭載されている容器及び附属品を取り外し、その容器及び附属品を車両(B)に転載する場合において、以下の2ケースに分類し、それぞれ要領を示す。

ケース①：容器検査所でもある同一事業所において容器及び附属品を取り外し、即時、転載を行う場合

ケース②：ケース①以外の場合であって、次のケースの場合

(1) 容器検査所であるか否かを問わず、同一事業所において、容器及び附属品を取り外し、一旦保管後、転載を行う場合

(2) 容器及び附属品を取り外して一旦保管し、他の事業所に移動して転載する場合

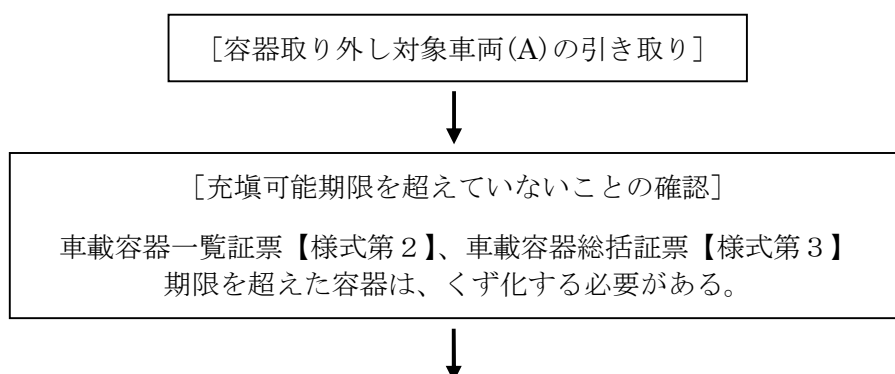
1.1 ケース①の作業手順

ケース①の場合の主な手順は、

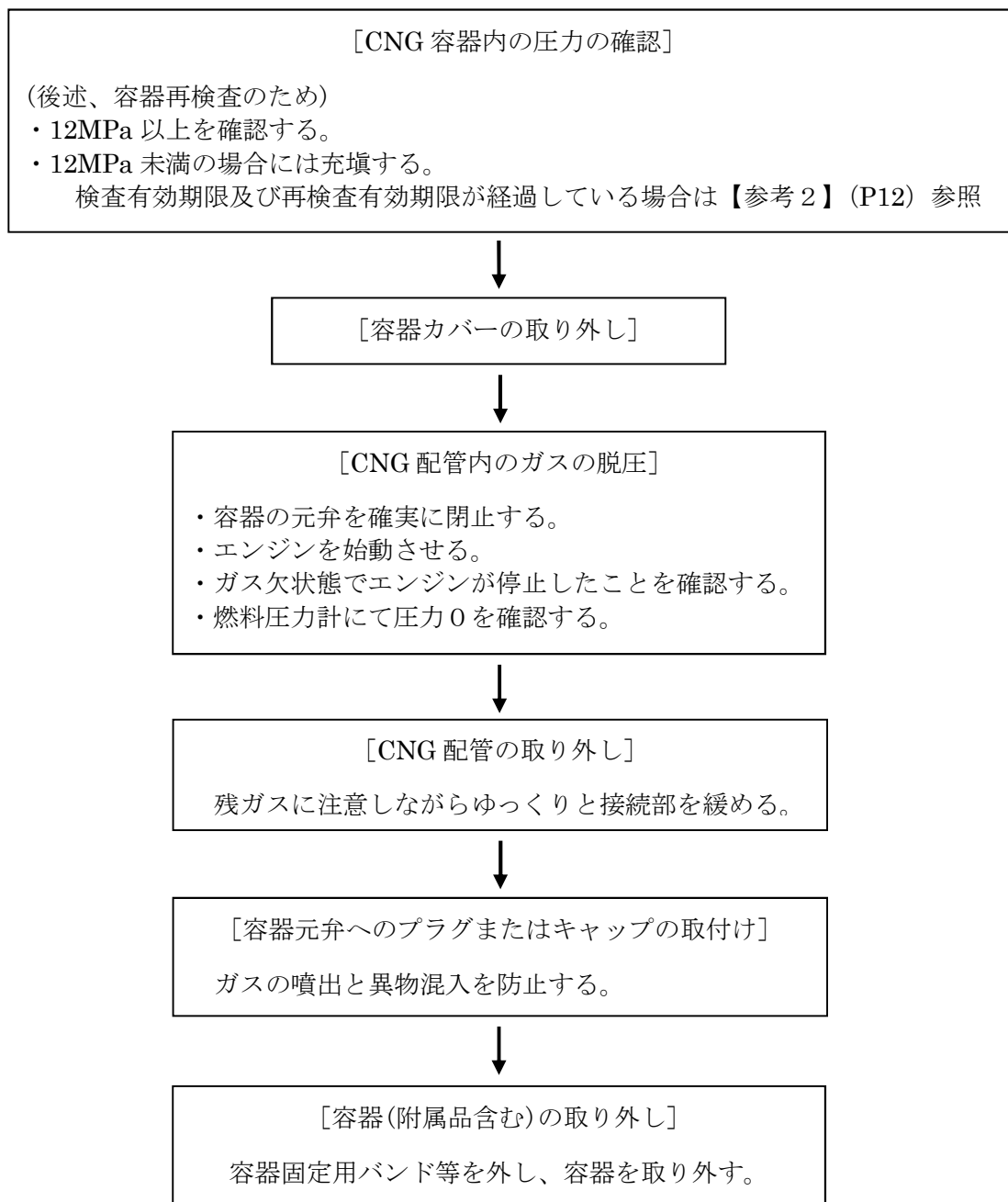
- (1) 車両(A)の引き取りと充填可能期限の確認
- (2) 車両(A)の容器内の圧力の確認、容器取り外し
- (3) 取り外した容器及び附属品の外観確認
- (4) 車両(B)への容器搭載
- (5) CNG 配管の接続
- (6) 証票類の作成及び貼付
- (7) 車両(B)への搭載後の容器及び附属品の再検査（外観検査・漏えい試験）
- (8) 再検査成績表の作成及び保管
- (9) 証票「様式第4」の作成及び貼付
- (10) CNG 配管接続部の漏えい検査
- (11) 「容器及び附属品の転載証明書」の作成、記入及び保管

である。以下に各手順の具体的な実施内容を記載する。

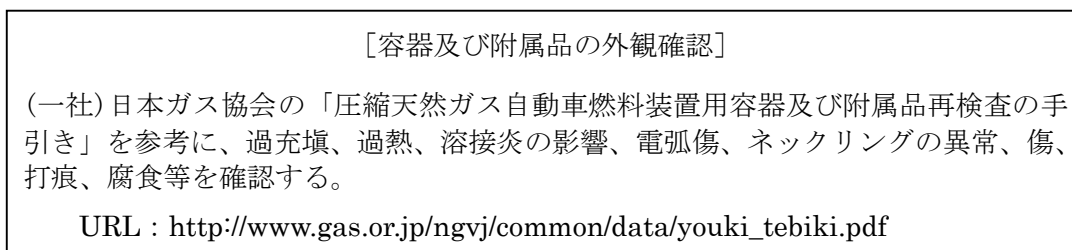
(1) 車両(A)の引き取りと充填可能期限の確認



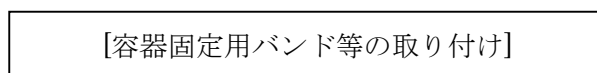
(2) 車両(A)の容器内の圧力の確認、容器取り外し



(3) 取り外した容器及び附属品の外観確認



(4) 車両(B)への容器搭載



(5) CNG 配管の接続

- ・容器元弁のプラグまたはキャップを外す。
- ・容器元弁に CNG 配管を接続する。
(規定の接続方法による。)
- ・CNG 配管の漏れの有無を確認する。



(6) 証書類の作成及び貼付

容器証票【様式第1】、車載容器一覧証票【様式第2】、車載容器総括証票【様式第3】を作成し、所定の場所に貼付する。【参考1】(P11 参照)

様式第1の貼り替え

- ・搭載日：西暦4桁で記入
- ・搭載者名称：事業者名
- ・車台番号：(B)の車台番号

様式第2の貼り替え

- ・容器の記号及び番号
- ・附属品の記号及び番号
- ・充填可能期限：西暦4桁で記入
- ・車台番号：(B)の車台番号

様式第3の貼り替え

- ・充填すべきガスの名称
- ・搭載容器本数
- ・充填可能期限：西暦4桁で記入
- ・検査有効期限：斜線等を引く
- ・最高充填圧力
- ・車台番号：(B)の車台番号

注)「検査有効期限」欄への斜線等は当該容器、附属品が転載されたものか否かを判別するものなので必ず引くこと。



容器検査所として実施

(7) 車両(B)への搭載後の容器及び附属品の再検査(外観検査・漏えい試験)

【事前確認】 「容器及び附属品の転載証明書」の有無及び記載内容を確認

【主な項目】

- ・外観検査：過充填、過熱、溶接炎の影響、電弧傷、ネックリングの異常、傷、打痕、腐食等の確認
- ・漏えい試験：CNG、12MPa以上での漏えい試験
- ・容器及び附属品の記号及び番号等の確認：【様式第2】に記載
- ・充填可能期限の確認：【様式第2】、【様式第3】に記載

具体的な手順は、(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参照のこと。

URL : http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf



(8) 再検査成績表の作成及び保管

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査成績表を作成し、2年3か月以上保管する。

記入例等は、(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参照のこと。

URL : http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf

(9) 証票「様式第4」の作成及び貼付

- ・再検査日：西暦4桁で記入
- ・再検査有効期限：(2年2か月後)
注意： 充填可能期限を超えないこと。
- ・検査実施者の名称の符号

(10) CNG 配管接続部の漏えい検査

充填所等にて充填後、常用の圧力にて接続部の漏れの有無を検査する。

[容器カバーの取り付け]

(11) 「容器及び附属品の転載証明書」の作成、記入及び保管

「容器及び附属品の転載証明書」を作成、記入し、写しを当該容器の充填可能期限まで保管する。 【参考5】(P14参照)

1.2 ケース②の作業手順

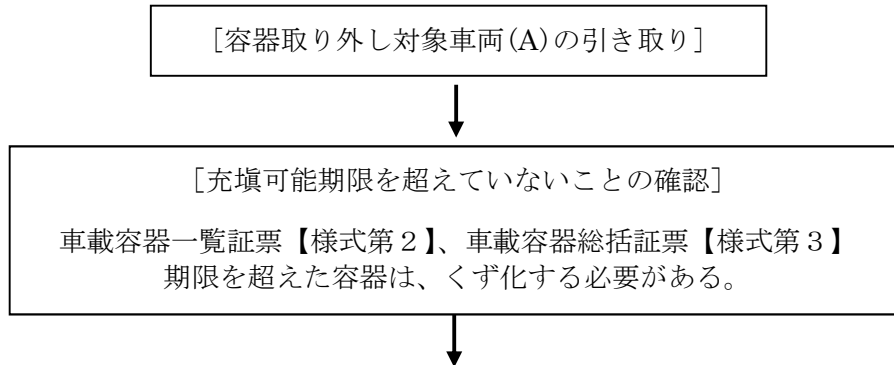
ケース②の場合の主な手順は、

- (1) 車両(A)の引き取りと充填可能期限の確認
- (2) 車両(A)の容器内の圧力の確認、容器取り外し、「容器及び附属品の転載証明書」の作成、記入
- (3) 取り外した容器及び附属品の外観確認
- (4) 取り外した容器への所有者・充填可能期限・検査有効期限等の記載
- (5) 容器の保管・移動、「容器及び附属品の転載証明書」への記入
- (6) 車両(B)への容器搭載
- (7) CNG 配管の接続
- (8) 証票類の作成及び貼付
- (9) 容器への充填

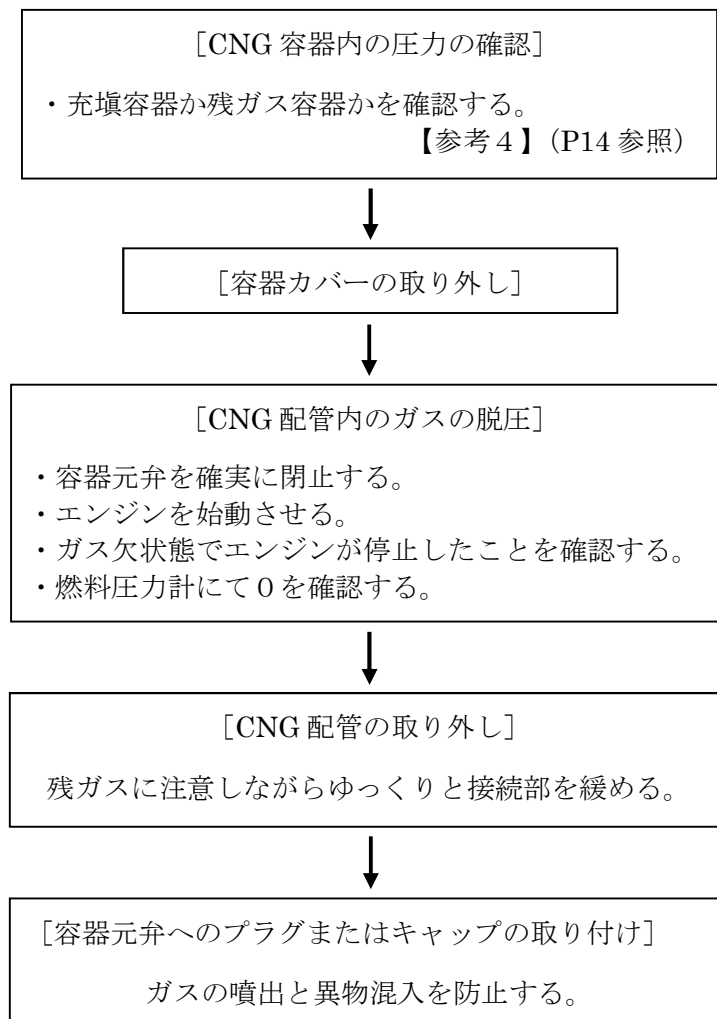
- (10) 車両(B)への搭載後の容器及び附属品の再検査（外観検査・漏えい試験）
- (11) 再検査成績表の作成及び保管
- (12) 証票「様式第4」の作成及び貼付
- (13) CNG 配管接続部の漏えい検査
- (14) 「容器及び附属品の転載証明書」への記入及び保管

である。以下に各手順の具体的な実施内容を記載する。

(1) 車両(A)の引き取りと充填可能期限の確認



(2) 車両(A)の容器内の圧力の確認、容器取り外し、「容器及び附属品の転載証明書」の作成、
記入



[容器(附属品含む)の取り外し]
容器固定用バンド等を外し、容器を取り外す。

「容器及び附属品の転載証明書」を作成、記入する。
【参考5】(P14参照)

(3) 取り外した容器及び附属品の外観確認

[容器及び附属品の外観確認]
(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参考に、過充填、過熱、溶接炎の影響、電弧傷、ネックリングの異常、傷、打痕、腐食等を確認する。
URL : http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf

(4) 取り外した容器への所有者・充填可能期限・検査有効期限等の記載

[容器情報を容器本体に表記する]
・その時点の容器所有者
・充填可能期限
・検査有効期限または再検査有効期限
・外観確認の結果(良・否)
・「充填容器」または「残ガス容器」

(5) 容器の保管・移動、「容器及び附属品の転載証明書」への記入

保管：転倒防止、40℃以下、2m以内火気厳禁、風通し、雨除、直射日光対策等
(高圧ガス保安法の容器により貯蔵する場合の基準による)
移動：40℃以下・転落、転倒による損傷防止
(高圧ガス保安法の容器により移動する場合の基準による)
【参考3】(P13参照)
※ 車両(A)から取り外した後、車両(B)に取り付けるまでの間に充填可能期限を超えた容器は、くず化する必要がある。また、車両(B)への取り付けは再検査有効期限内に完了させること。

「容器及び附属品の転載証明書」に、必要事項を記入する。
【参考5】(P14参照)

(6) 車両(B)への容器搭載

- ・搭載前に圧力計等で、容器内の圧力が50kPa以上であることを確認する。50kPa未満であれば、不活性ガス等で置換する。
- ・容器固定用バンド等を取り付ける。



(7) CNG配管の接続

- ・容器元弁のプラグまたはキャップを外す。
- ・容器元弁にCNG配管を接続する。
(規定の接続方法による。)



(8) 証書類の作成及び貼付

容器証票【様式第1】、車載容器一覧証票【様式第2】、車載容器総括証票【様式第3】
を作成し所定の場所に貼付する。 【参考1】(P11参照)

様式第1の貼り替え

- ・搭載日：西暦4桁で記入
- ・搭載者名称：事業者名
- ・車台番号：(B)の車台番号

様式第2の貼り替え

- ・容器の記号及び番号
- ・附属品の記号及び番号
- ・充填可能期限：西暦4桁で記入
- ・車台番号：(B)の車台番号

様式第3の貼り替え

- ・充填すべきガスの名称
- ・搭載容器本数
- ・充填可能期限：西暦4桁で記入
- ・検査有効期限：**斜線等を引く**
- ・最高充填圧力
- ・車台番号：(B)の車台番号

注)「検査有効期限」欄への斜線等は当該容器、附属品が転載されたものか否かを判別するものなので必ず引くこと。



(9) 容器への充填

- ・充填所等で常用の圧力まで充填する。
- 注意：充填の途中で漏えい等、異常が認められた場合には直ちに充填を中止すること。**
検査有効期限又は再検査有効期限が経過している場合は【参考2】(P12)参照



容器検査所で実施

(10) 車両(B)への搭載後の容器及び附属品の再検査(外観検査・漏えい試験)

【事前確認】 「容器及び附属品の転載証明書」の有無及び記載内容を確認

【主な項目】

- ・外観検査：過充填、過熱、溶接炎の影響、電弧傷、ネックリングの異常、傷、打痕、腐食等の確認
- ・漏えい試験：CNG、12MPa以上での漏えい試験
- ・容器及び附属品の記号及び番号等の確認：【様式第2】に記載
- ・充填可能期限の確認：【様式第2】、【様式第3】に記載

具体的な手順は、(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参照のこと。

URL：http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf

(11) 再検査成績表の作成及び保管

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査成績表を作成し、2年3か月以上保管する。

記入例等は、(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参照のこと。

URL：http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf

(12) 証票「様式第4」の作成及び貼付

- ・再検査日：西暦4桁で記入
- ・再検査有効期限：(2年2か月後)
注意：充填可能期限を超えないこと。
- ・検査実施者の名称の符号

(13) CNG 配管接続部の漏えい検査

常用の圧力にて接続部の漏れの有無を検査する。

[容器カバーの取り付け]

(14) 「容器及び附属品の転載証明書」への記入及び保管

「容器及び附属品の転載証明書」に必要事項を記入し、写しを当該容器の充填可能期限まで保管する。
【参考5】(P14参照)

【参考1】様式第1～第4の記載要領及び貼付場所

様式第1（細目告示 第1条第2項第3号関係）

容器証票	
搭載者名称	〇〇自動車工業(株)
搭載日	2019年7月20日
車台番号	NGV80-004153

備考 この証票の文字は読みやすい大きさとすること

様式第2（細目告示 第1条第2項第3号関係）

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1	ABC-001	XYZ-011
2	ABC-002	XYZ-022
3		
4		
充填可能期限	2024年4月6日	
車台番号	NGV80-004153	

備考1 この証票の文字は読みやすい大きさとすること

2 容器番号及び附属品番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること

3 充填可能期限は、当該容器に搭載する容器のうち最も短いものの期限を記載すること

様式第3（細目告示 第1条第2項第3号関係）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2024年4月6日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	20MPa
車台番号	NGV80-004153

備考1 この証票の文字は読みやすい大きさとすること

2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載する容器のうち最も短いものの期限を記載すること

様式第4（細目告示 第32条関係）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査に合格した日から 2年2か月後の日付	再検査有効期限	2021年9月19日
今回の再検査実施日	再検査日	2019年7月20日

備考1 この証票の文字は読みやすい大きさとすること。

2 再検査有効期限は、当該車両に搭載する容器のうち最も短いものの期限を記載すること

【注意】：再検査有効期限記載時の注意事項

- ・ 充填可能期限： 容器検査合格(容器製造)後、15年または20年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日。
- ・ 検査有効期限： 容器検査合格日(容器製造)後、初回は4年以内、以降は2年2か月以内。

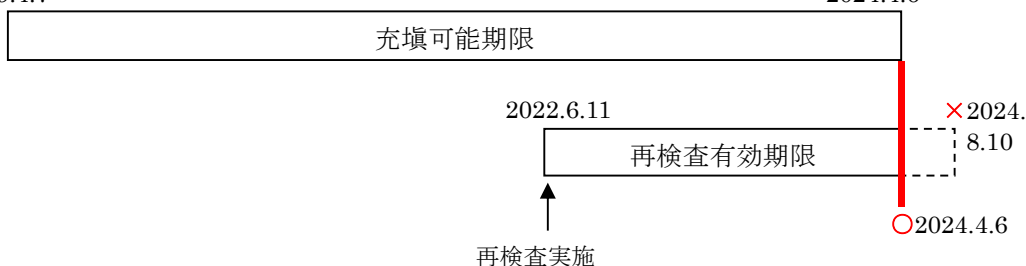
(注) 容器再検査合格証票(様式第4)の再検査有効期限欄には、充填可能期限が再検査有効期限より早い場合、充填可能期限を記載する。

[例]

2009年4月7日に容器検査合格した容器については、充填可能期限は、「2024年4月6日」となる。この容器の再検査を2022年6月11日に実施した場合、次回の再検査有効期限(2年2か月後)は、「2024年8月10日」となるが、搭載されている容器は充填可能期限の「2024年4月6日」までしか使用できない。よって、再検査有効期限欄は2年2か月後の「2024年8月10日」ではなく、充填可能期限の「2024年4月6日」と記載する。

2009.4.7

2024.4.6



注：上図のように再検査有効期限が、充填可能期限を超えないこと。

【参考2】「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)」

(20170718 保局第1号)

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

第5条関係(製造の許可等)

(2) 第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、以下に掲げる試験等は含まないこととする。

- ③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為(容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合にあつて、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所(以下「スタンド等」という。)において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。)(以下「再検査充填」という。)

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

3. 圧縮天然ガススタンドにおいて、以下①及び②の合計を容器(容器の刻印等)に示された年月を経過した容器を含む。)に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査

は、再検査充填を行った車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。

- ① 車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、圧縮天然ガススタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な圧縮天然ガス
- ② ①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏れ試験を行うための検査圧力を保持するために必要な圧縮天然ガス

【参考3】 高圧ガス保安法に基づく貯蔵・移動の方法

(この内容は、高圧ガス保安法第 15 条(貯蔵)、第 23 条(移動)を要約したものである。必ず最新の原文を確認すること)

【高圧ガス保安法に基づく貯蔵の方法】

- (1) 可燃性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。
- (2) 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
- (3) 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。
- (4) 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- (5) 容器置場の周囲 2m 以内は火気の使用を禁じ、かつ引火性又は発火性の物を置かないこと。
- (6) 充填容器等は、常に温度 40℃以下に保つこと。
- (7) 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- (8) 容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。
- (9) 貯蔵は、車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。
- (10) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月日を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

【高圧ガス保安法に基づく移動の方法】

- (1) 車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。
 - (2) 充填容器等は、常に 40℃以下に保つこと。
 - (3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月日を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。
 - (4) 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
 - (5) 充填容器等と消防法の危険物を同一の車両に積載して移動しないこと。
 - (6) 可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等とを同一の車両に積載して移動するときは、これらの充填容器等のバルブが相互に向き合わないようにすること。
 - (7) 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。
 - (8) 車両を駐車するときは、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。
 - (9) 可燃性ガスの高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。
- 注) 容器内を脱圧^(※)し、温度 35℃において 1MPa 未満であることが、(その容器に接続した圧力計による方法等で)客観的に高圧ガスではないことが明らかである場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵の方法」、「移動の方法」の適用は受けない。しかし、車両搭載後に高圧ガスを充填することを考え

ると、高圧ガス保安法に準じて取り扱うことが望ましい。

(※) 容器内の脱圧の方法例：容器元弁を開放のままエンジンを運転し、容器内のガスを消費する。
→ガス欠状態（燃料圧力計で確認）でエンジンが停止する。→容器元弁を完全に閉止する。

【参考4】 充填容器と残ガス容器(一般高圧ガス保安規則第2条第1項)

- 十 充填容器 現に高圧ガス（高圧ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器
- 十一 残ガス容器 現に高圧ガスを充填してある容器であって、充填容器以外のもの

【参考5】「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」第22条第2項第2号口及び第3号に規定する「保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは

「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」（平成9年3月25日通商産業省告示第150号）第22条第2項第2号口及び第3号に規定する「保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、自動車使用者が容器検査所に容器再検査を依頼する際に次ページの様式により作成された「容器及び附属品の転載証明書」を提出する場合をいう。

なお、2回以上の転載を行ったものについては、それぞれについて作成された転載証明書を全て提出する必要がある。

(P16「※関係法令等」参照)

【書面の様式】

容器及び附属品の転載証明書

「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（（一社）日本ガス協会作成、文書番号2020普第42号）に従って、容器及び附属品を適切に取り外し、移動、保管、取り付けを実施した場合、その実施者は本様式に記録すること。

容器の記号及び番号

附属品の記号及び番号

容器の充填可能期限

容器の再検査有効期限

旧車両情報（容器及び附属品を取り外した車両）

車名	車台番号	型式	初度登録（検査）年月 又は年式	所有者の氏名 又は名称

新車両情報（容器及び附属品を取り付けた車両）

車名	車台番号	型式	初度登録（検査）年月 又は年式	所有者の氏名 又は名称

作業記録

作業内容（○をつける） <small>（取り付け完了後、以下斜線）</small>				作業開始日	作業終了日	実施事業者名	住所 電話番号	担当者 印
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			
取り外し	移動	保管	取り付け	年 月 日	年 月 日			

特記事項

- 注）
1. 本書面は、転載のために容器及び附属品を取り外すたびに、容器及び附属品ごとに作成し、容器及び附属品とともに保管、移動すること。
 2. 本書面（2回以上の転載を行った容器及び附属品については、それぞれについて作成された全ての書面）は、容器及び附属品を車両に装着した後、自動車使用者に交付すること。
 3. 各実施事業者は、「前の作業の実施終了日」と「次の作業の実施開始日」に空白期間がないことを確認のうえ、移動、保管、取り付けを行うこと。また、再検査有効期限内に取り付けを完了させること。
 4. 各実施事業者は、各作業の完了後に本書面への記入を行うこと。
 5. 自動車使用者は、本書面（2回以上の転載を行った容器及び附属品については、それぞれについて作成された全ての書面）を、当該容器の充填可能期限まで保管すること。また、容器再検査の際、本書面（2回以上の転載を行ったものについては、それぞれについて作成された全ての書面）を、容器再検査実施者に提示すること。

※関係法令等

●容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(平成9年 通商産業省告示第150号)

第22条 (容器再検査における容器の規格)

2 規則第26条第4項第3号、同条第5項第4号及び同条第6項第4号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(2) 自動車又は二輪自動車に装着されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

(3) 自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあつては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

第29条 (附属品再検査における附属品の規格)

1 規則第29条第1項第5号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

(2) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

●高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （20170718 保局第1号）

(9)の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第22条関係

第2項第2号ロ及び第3号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。

①（略）

②「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書2020 普第42号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。）

第29条関係

(1)第1項第1号ロ及び第2号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。

①（略）

②「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書2020 普第42号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあつては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。）

2. 構内運搬車の「ケース①」転載の場合の作業例

(1) 作業場での注意事項

- ・火気のない風通しの良い場所で行うこと。
- ・建屋内で作業する場合は十分な換気を行うとともに、ガス漏れ警報器等を設置する場合は、天然ガスは空気より軽いため建屋上部に設けること。

(2) 必要な設備

- ・容器・配管等の脱着に必要な工具（スパナ、ソケットレンチ等）
- ・ガス検知器、ガス漏えい検知液

(3) 作業手順

- ・車両(A)：容器及び附属品を取り外す車両。
- ・車両(B)：車両(A)から取り外した容器及び附属品を搭載する車両。

【容器取り外し】

作業内容	実施例
<p>① 車両(A)引き取り時の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両(A)の荷台床下に搭載されている容器カバー及びその周辺部の損傷の有無を確認する。 	
<p>② 充填可能期限の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充填口近傍に貼付された車載容器一覧証票（様式第2） 車載容器総括証票（様式第3） により確認する。 	


作業内容	実施例
<p>③ CNG 容器内の圧力の確認</p> <p>・エンジンを始動させ、CNG 容器内の圧力が 12MPa 以上あることを確認する。</p> <p>圧力確認後エンジンを停止させる。</p>	
<p>④ 容器カバーの取り外し</p> <p>・容器カバー（荷台）を取り外す。</p>	 <p>容器カバーを取り外した状態</p>
<p>⑤ CNG 配管内のガス脱圧</p> <p>・容器元弁を確実に閉止し、エンジンを始動させ、ガス欠状態でエンジンが停止することを確認する。</p>	

作業内容	実施例
<ul style="list-style-type: none"> 燃料圧力計にて0を確認する。 	
<p>⑥ CNG 配管の取り外し</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管内の残ガスに注意しながらゆっくりと接続部を緩める。 	

作業内容	実施例
<p>⑦ 容器元弁にプラグまたはキャップを取り付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスの噴出と異物混入を防止する。 	
<p>⑧ 容器（附属品を含む）取り外し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器固定用バンド、ブラケット類を外す。 ・容器を車両から取り外す。 （重量物なので落下注意） <p>【参考】 下記項目は、様式第2、様式第3の証票作成時に必要となるので、確認しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の記号及び番号 ・附属品の記号及び番号 ・充填可能期限 ・最高充填圧力 	 <p>容器（附属品）を取り外した状態</p>


作業内容	実施例
<p>⑨ 容器及び附属品の外観確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過充填、過熱、溶接炎の影響、電弧傷、ネックリングの異常、傷、打痕、腐食等を確認する。 <p>【参考】</p> <p>下記項目は、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査成績表」や「容器及び附属品の転載証明書」の作成時に必要となるので確認しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の記号及び番号 ・ 附属品の記号及び番号 ・ 充填可能期限 ・ 検査合格日 ・ 容器及び附属品の製造者 ・ 車両(A)の車台番号 <p style="text-align: center;">車台番号</p>	 

【容器の搭載】

作業内容	実施例
<p>⑨ 車両(B)への容器搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器を搭載し、容器固定用バンド、ブラケット類を取り付ける。 (ボルト、ナット類の締め付けトルクはメーカー指定に従う) 	

作業内容	実施例																								
<p>⑩ CNG 配管の接続</p> <p>容器元弁のプラグまたはキャップを外し、CNG 配管を接続する。 (規定の接続方法による)</p> <p>配管接続部の漏れの有無を確認する。 (ガス検知器やガス漏えい検知液にて)</p>																									
<p>⑪ 容器証票（様式第1）の貼り替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の（旧）容器証票（様式第1）を剥がし、載せ替えをする車両(B)の車台番号と搭載日を記入した（新）容器証票（様式第1）に貼り替える。（P11 参照） 																									
<p>⑫ 車載容器一覧証票（様式第2）、車載容器総括証票（様式第3）の貼付</p> <ul style="list-style-type: none"> 車載容器一覧証票（様式第2）を車両(B)の充填口のふたの裏に貼付する。（P11 参照） 車載容器総括証票（様式第3）を充填口の横に貼付する。（P11 参照） 	 <table border="1" data-bbox="874 1413 1254 1619"> <caption>車載容器一覧証票</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器一覧証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器の記号及び番号</td> <td>付属品の記号及び番号</td> </tr> <tr> <td>1 SRA06971</td> <td>Q38 6HF</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>2025年8月31日</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>EG-32070</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="922 1823 1219 2011"> <caption>車載容器総括証票</caption> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td>圧縮天然ガス</td> </tr> <tr> <td>搭載容器枚数</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>2025年8月31日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td>20MPa</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>EG-32070</td> </tr> </tbody> </table>	車載容器一覧証票		容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号	1 SRA06971	Q38 6HF	2		充填可能期限	2025年8月31日	車台番号	EG-32070	充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス	搭載容器枚数	1本	充填可能期限	2025年8月31日	検査有効期限	年月日	最高充填圧力	20MPa	車台番号	EG-32070
車載容器一覧証票																									
容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号																								
1 SRA06971	Q38 6HF																								
2																									
充填可能期限	2025年8月31日																								
車台番号	EG-32070																								
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス																								
搭載容器枚数	1本																								
充填可能期限	2025年8月31日																								
検査有効期限	年月日																								
最高充填圧力	20MPa																								
車台番号	EG-32070																								

【容器再検査】

作業内容	実施例
<p>⑬ 事前確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 「容器及び附属品の転載証明書」の有無及び記載内容を確認する。 	
<p>⑭ 外観検査及び漏えい試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 外観検査により、過充填、過熱、溶接炎の影響、電弧傷、ネックリングの異常、傷、打痕、腐食等を確認する。 CNG、12MPa 以上の圧力で漏えい試験を実施する。 (ガス検知器やガス漏えい検知液にて) 	

⑮ 再検査成績表の作成及び保管

- 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査成績表」を作成し、2年3か月以上保管する。

再検査成績表（例）

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査成績表

再検査実施年月日：2020年9月30日 検査場所：○○自動車工業 検査主任者名：●●次郎 印
 車種名：△△△△△△△△ 所有者名：◇◇◇◇◇◇ 検査係員：▲▲三郎
 車台番号：NGV80-004153 登録番号：▽▽300 あ 1000 保存期間：2年3ヶ月間以上

番 号	容 器										附 属 品				備 考		
	記号・番号	製造者名 又は符号	容器検査 合格年月日	充填可能 期限年月日 (15年目)	転載 証明書	容器の外観検査					漏えい 試験	合 否 判 定	記号・番号	外 観 検 査		漏 え い 試 験	合 否 判 定
						膨らみ等	熱的影響	ネックリング	傷・打痕	腐食							
1	ABC-001	■工業	2011年4月7日	2026年4月6日	/	合	合	合	合	合	合	合	XYZ-011	合	合	合	
2	DEF-002	■工業	2011年6月4日	2026年6月3日	/	合	合	合	合	合	合	合	XYZ-002	合	合	合	

記入例等は、(一社)日本ガス協会の「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引き」を参考にしてください。

URL : http://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf

作業内容	実施例
<p>⑩ 容器再検査合格証票（様式第4）の貼付</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器再検査合格証票（様式第4）を作成し、充填口の横に貼付する。（P11 参照） <p>様式第3</p> <p>様式第4</p>	
<p>⑪ CNG 配管接続部の漏えい検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 充填所等で常用圧力（20MPa）まで充填し、漏えい検査を実施する。（ガス検知器やガス漏えい検知液にて） 	
<p>⑫ 容器カバーの取り付け</p>	
<p>⑬ 「容器及び附属品の転載証明書」の作成、記入及び保管</p> <ul style="list-style-type: none"> 「容器及び附属品の転載証明書」を作成、記入し、写しを当該容器の充填可能期限まで保管する。（【参考5】P14 参照） 	

以上